

Table with 2 columns: Location and Quantity. Locations include 三島, 高濱, 吉田, etc. Quantities are listed in various units like 噸.

●西海道

Table with 2 columns: Location and Quantity. Locations include 肥後熊本, 豐後別府, 宮崎, etc. Includes sub-sections for 西海道 and 外國.

第二款 其他海運主要貨物

既記の如く鐵道貨物の品種は、鐵道院神戸管理局の主要品目によりたる結果、海運貿易の品種と一致せざるものあり、前款には兩者の一致せるもののみと掲げたるも、其他海運貨物として重要なもの少なからざるを以て、本款に於ては是等海運主要貨物の集散状態を掲げたり。

一 鐵及金屬製品

Table with 3 columns: Location, Quantity, and Location. Categories include 畿内 (Inland), 山陽道 (San'yō), 東海道 (Tōkaidō), 北陸道 (Hokuriku), 山陰道 (San'in), 南海道 (Nankai), and 西海道 (Saiyō).

**● 琉球及臺灣**  
 發送 二二〇噸 到着 二〇二噸  
 發送 二二〇噸 到着 二〇二噸

**● 北海道及樺太**  
 發送 五二〇噸 到着 七六噸  
 發送 五二〇噸 到着 七六噸

**● 畿内**  
 發送 七〇噸 到着 一六噸  
 發送 七〇噸 到着 一六噸

**● 東海道**  
 發送 一五噸 到着 四噸  
 發送 一五噸 到着 四噸

**● 武蔵横濱**  
 發送 二六噸 到着 二噸  
 發送 二六噸 到着 二噸

**● 朝鮮**  
 發送 二〇四噸 到着 九噸  
 發送 二〇四噸 到着 九噸

**● 外國**  
 發送 一八七噸 到着 六三噸  
 發送 一八七噸 到着 六三噸

**● 東山道**  
 發送 一六噸 到着 一噸  
 發送 一六噸 到着 一噸

**● 北陸道**  
 發送 三噸 到着 一噸  
 發送 三噸 到着 一噸

**● 山陰道**  
 發送 三噸 到着 二噸  
 發送 三噸 到着 二噸

**● 山陽道**  
 發送 三噸 到着 二噸  
 發送 三噸 到着 二噸

**● 琉球及臺灣**  
 發送 八六噸 到着 四六噸  
 發送 八六噸 到着 四六噸

**● 北海道及樺太**  
 發送 四六噸 到着 五噸  
 發送 四六噸 到着 五噸

**● 山陽道**  
 發送 三噸 到着 三噸  
 發送 三噸 到着 三噸

**● 山陰道**  
 發送 二噸 到着 二噸  
 發送 二噸 到着 二噸

**● 東海道**  
 發送 一三噸 到着 一三噸  
 發送 一三噸 到着 一三噸

**● 北陸道**  
 發送 一噸 到着 一噸  
 發送 一噸 到着 一噸

**● 山陰道**  
 發送 一噸 到着 一噸  
 發送 一噸 到着 一噸

**● 天津** 二二 青島 二二 上海 三二  
 鎮江 二二 南京 一八 漢口 八  
 長洲 二二 汕頭 二八 福州 八  
 英領香港 八 新加坡 二  
 孟買 一八 加爾各答 二  
 比律賓 一八 伊太利 一八  
 比律賓 一八 伊太利 一八

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**● 關東洲大連** 四  
 英領香港 一  
 天津 二  
 漢口 二  
 汕頭 二  
 福州 二  
 新加坡 二  
 加爾各答 二  
 伊太利 二  
 伊太利 二

**●主要仕向港**  
 北海道函館 八一 江差 六六 岩内 七九 釜山 七九 群山 七九 仁川 二二  
 小樽 三五 札幌 二〇三 留萌 二六  
 根室 一五  
**●朝鮮**  
 發送 四三噸

**四 莫大小及タオル**

**●畿内**  
 發送 四三噸 到着 三噸  
**●北陸道**  
 發送 一四噸  
**●山陰道**  
 發送 七噸 到着 三噸  
**●山陽道**  
 發送 五六噸 到着 六噸  
**●備後尾ノ道**  
 發送 一、二六噸 到着 九六噸

**●外**  
 發送 一、八二噸 到着 二三噸  
 發送 一、〇三噸 到着 三三噸  
 發送 三六噸 支那牛莊  
 發送 三四、七二噸 到着 一、一三九噸

**●西海道**  
 發送 一、八五噸 到着 五八噸  
**●外**  
 發送 三、三三噸 到着 三噸  
**●朝鮮**  
 發送 八七噸 到着 一噸

**五 藥品**

**●畿内**  
 發送 三、八五噸 到着 一、五八噸  
**●北陸道**  
 發送 三、八五噸 到着 一、五八噸  
**●山陰道**  
 發送 一、五噸 到着 二噸  
**●山陽道**  
 發送 一、五噸 到着 二噸

**●東海道**  
 發送 一、六三噸 到着 一、二六噸  
**●東山道**  
 發送 一、〇六噸 到着 四、六三噸  
**●北陸道**  
 發送 一、〇六噸 到着 四、六三噸  
**●山陰道**  
 發送 一、〇六噸 到着 四、六三噸  
**●山陽道**  
 發送 一、〇六噸 到着 四、六三噸

**●西海道**  
 發送 一、〇六噸 到着 四、六三噸  
**●外**  
 發送 一、〇六噸 到着 四、六三噸  
**●朝鮮**  
 發送 一、〇六噸 到着 四、六三噸

主要仕向港

函館 三六 小樽 四七 札幌 一〇  
 主要仕出港  
 函館 六一 小樽 五七 根室 三六  
 釧路 五五  
 ●朝鮮  
 釜山 發送 二、二六噸 到着 三〇〇噸  
 仁川 一〇 馬山 一〇 蔚山 一〇  
 新義洲 一〇 元山 一〇 西湖津 一〇  
 城津 一〇 清津 一〇  
 主要仕出港  
 釜山 一〇 仁川 一〇 蔚山 一〇  
 新義洲 一〇 元山 一〇 西湖津 一〇  
 城津 一〇 清津 一〇

外國

發送 七、三〇噸 到着 三、三〇噸  
 主要仕向港  
 關東洲大連 一、五三 露領浦盛斯德 一三  
 北米紐育 七 支那安東縣 一六  
 天津 一、八二 青島 一〇  
 上海 一、五三 漢口 一〇  
 汕頭 一〇 廣東 一〇  
 新嘉坡 一〇 加爾各答 一〇  
 印度孟買 一〇 獨逸ハンブルク 一〇  
 佛國マルセイユ 一〇

英國倫敦

發送 一、〇一噸 到着 一、〇一噸  
 主要仕出港  
 關東洲大連 一、〇一 漢口 一〇  
 天津 一、〇一 青島 一〇  
 上海 一、〇一 汕頭 一〇  
 廣東 一、〇一 新嘉坡 一〇  
 加爾各答 一、〇一 印度孟買 一〇  
 獨逸ハンブルク 一、〇一 佛國マルセイユ 一〇

六硝子及硝子製品

發送 九〇、三三噸 到着 二〇、四一七噸

畿内

發送 五、八七噸 到着 九噸  
 主要仕向港  
 攝津神戸 四三 兵庫 四九 西ノ宮 三三  
 御影 一一  
 主要仕出港  
 攝津神戸 二〇 兵庫 一〇 西ノ宮 二六  
 魚崎 一〇 和泉堺 一〇 大津 一〇  
 ●東海道  
 發送 一、三三噸 到着 六噸  
 主要仕向港  
 伊勢四日市 七 尾張名古屋 九  
 主要仕出港  
 武蔵東京 六三

東山道

發送 七噸 到着 一噸  
 山陰道  
 發送 一、五噸 到着 一、五噸  
 主要仕出港  
 石見濱田 五 伯耆境 一  
 ●山陽道  
 發送 八、〇噸 到着 五噸  
 主要仕向港  
 播磨明石 五 高砂 一三 飾磨 一〇  
 網干 七 備前西大寺 一三 岡山 一〇  
 備中玉島 一七 備後尾ノ道 一三 安藝忠海 一〇  
 竹原 一〇 吳 一、一〇 吉浦 一〇  
 廣島 一〇 周防柳井津 一三 三田尻 一〇

南海道

發送 八、〇噸 到着 一、〇八噸  
 主要仕向港  
 紀伊和歌山 一三 黒江 一〇 日方 一〇  
 御坊 五 田邊 一〇 串本 一〇  
 木ノ本 一〇 淡路洲本 一〇 阿波徳島 一〇  
 讃岐高松 一〇 丸龜 一〇 伊豫西條 一〇  
 今治 一〇 高濱 一〇 松山 一〇  
 長濱 一〇 大洲 一〇 八幡濱 一〇  
 吉田 一〇 宇和島 一〇 土佐高知 一〇  
 阿波徳島 一〇

北海道

發送 九、二五噸 到着 一、四九噸  
 主要仕向港  
 豊後日出 五 別府 一五 大分 一〇  
 日向土々呂 五 内海 一〇 油津 一〇  
 薩摩鹿島 七 豊前門司 一〇 行橋 一〇  
 中津 一〇 小倉 一〇 筑前若松 一〇  
 博多 一〇 筑後大川 一〇 肥前伊萬里 一〇  
 佐世保 一〇 長崎 一〇 肥後三角 一〇  
 主要仕出港  
 薩摩鹿島 一〇 豊前門司 一〇 小倉 一〇  
 筑前博多 一〇 筑後大川 一〇 肥前伊萬里 一〇  
 佐世保 一〇 長崎 一〇 肥後三角 一〇

琉球及臺灣

發送 四、〇六噸 到着 一、二六噸  
 主要仕向港  
 琉球那覇 一〇 臺灣基隆 一、九一 蘇澳 一〇  
 打狗 一〇 安平 一、〇〇  
 ●外 國  
 發送 四、四五噸 到着 五、〇五噸  
 主要仕向港  
 關東洲大連 一、五三 支那安東縣 一六  
 北米紐育 七 支那安東縣 一六

草

發送 一八、七〇噸 到着 二、二四二噸  
 主要仕出港  
 伊勢津 一〇 尾張名古屋 三三 武蔵横濱 一〇  
 東京 一〇  
 志摩鳥羽 一〇 武蔵横濱 一〇 東京 一〇  
 伊豆下田 一〇

畿内

發送 一、四四噸 到着 一、七噸  
 主要仕向港  
 攝津神戸 一、二八 兵庫 一〇  
 主要仕出港  
 攝津神戸 一〇 兵庫 一〇 今津 一〇  
 ●東海道  
 發送 一、〇噸 到着 八噸

東山道

發送 一噸 到着 一噸  
 山陰道  
 發送 二噸 到着 三噸  
 山陽道  
 發送 一噸 到着 三噸

山陰道

發送 二噸 到着 三噸  
 山陽道  
 發送 一噸 到着 三噸

播摩明石 五〇 關干 五〇 長門下ノ關 一七

●南海道

發送 一、六三噸 到着 一、四四噸

●主要仕出港

紀伊加太 五〇 田邊 六三 三輪崎 七九  
淡路州本 二二 阿波撫養 三三 德島 二六  
讚岐高松 一六 多度津 五九 丸龜 一六  
伊豫高濱 四三 土佐高知 三三  
紀伊三輪崎 六〇 阿波撫養 三三 德島 三三  
橋 一四 土佐高知 五五

●西海道

發送 一、三五噸 到着 一、四八噸

●主要仕出港

豐後大分 二〇 薩摩鹿島 二五 筑前博多 二〇  
筑後大川 六九 肥前長崎 一〇  
●琉球及臺灣  
發送 六、三三噸 到着 五、九二噸  
琉球那霸 一三九 臺灣打狗 五五 安平 一〇  
琉球那霸 一五

●北海道及樺太

發送 九噸 到着 八、七二噸

●主要仕出港

北海道函館 六三 小樽 三三 利尻島 一三  
禮文島 九三 釧路 二五 稚内 三三 英領新嘉坡 一〇

●東山道

發送 四、六噸 到着 三、三噸

●主要仕出港

武藏橫濱 五三 東京 一、四七

●北陸道

發送 六、二噸 到着 五、四噸

●主要仕出港

越中伏木 五五 越後新潟 一〇  
●山陰道  
發送 二、九噸 到着 一、六噸

伊勢四日市 二三 尾張名古屋 三三 武藏橫濱 三〇  
東京 一、四七

●東海道

發送 二、五五噸 到着 一、五五噸

●主要仕出港

攝津神戶 二七 兵庫 二、三三 四ノ宮 一七  
攝津神戶 四三 兵庫 二〇

備前岡山 三〇 安藝吳 五五 宮島 二〇  
長門下ノ關 五五

●南海道

發送 四、五六噸 到着 五、七三噸

●主要仕出港

紀伊和歌山 二五 黑江 一七 日方 六  
田邊 二二 三輪崎 六六 淡路州本 一、三三  
阿波撫養 四三 讚岐高松 四四 多度津 二七  
丸龜 三三 伊豫今治 一七 高濱 三三  
八幡濱 一五 吉田 六 宇和島 二〇  
土佐高知 三三

●西海道

發送 四、九三噸 到着 一、三三噸

●主要仕出港

紀伊墨江 一四 田邊 一四 淡路岩屋 六  
由良 六 阿波德島 一、九七 日和佐 六  
讚岐高松 三三 多度津 三三 伊豫高濱 六  
土佐高知 三三

●東海道

發送 八、四八噸 到着 四、九噸

●主要仕出港

攝津神戶 六三 兵庫 一、四七 四ノ宮 六  
御影 三三  
●山陰道  
發送 一、九噸 到着 一、七噸  
攝津神戶 三三 兵庫 三三

豐後大分 二〇 薩摩鹿島 二五 筑前博多 二〇  
筑後大川 六九 肥前長崎 一〇  
●琉球及臺灣  
發送 六、三三噸 到着 五、九二噸  
琉球那霸 一三九 臺灣打狗 五五 安平 一〇  
琉球那霸 一五

●北海道及樺太

發送 九噸 到着 八、七二噸

●主要仕出港

北海道函館 六三 小樽 三三 利尻島 一三  
禮文島 九三 釧路 二五 稚内 三三 英領新嘉坡 一〇

●東山道

發送 四、六噸 到着 三、三噸

●主要仕出港

武藏橫濱 五三 東京 一、四七

●北陸道

發送 六、二噸 到着 五、四噸

●主要仕出港

越中伏木 五五 越後新潟 一〇  
●山陰道  
發送 二、九噸 到着 一、六噸

伊勢四日市 二三 尾張名古屋 三三 武藏橫濱 三〇  
東京 一、四七

●東海道

發送 二、五五噸 到着 一、五五噸

●主要仕出港

攝津神戶 二七 兵庫 二、三三 四ノ宮 一七  
攝津神戶 四三 兵庫 二〇

備前岡山 三〇 安藝吳 五五 宮島 二〇  
長門下ノ關 五五

●南海道

發送 四、五六噸 到着 五、七三噸

●主要仕出港

紀伊和歌山 二五 黑江 一七 日方 六  
田邊 二二 三輪崎 六六 淡路州本 一、三三  
阿波撫養 四三 讚岐高松 四四 多度津 二七  
丸龜 三三 伊豫今治 一七 高濱 三三  
八幡濱 一五 吉田 六 宇和島 二〇  
土佐高知 三三

●西海道

發送 四、九三噸 到着 一、三三噸

●主要仕出港

紀伊墨江 一四 田邊 一四 淡路岩屋 六  
由良 六 阿波德島 一、九七 日和佐 六  
讚岐高松 三三 多度津 三三 伊豫高濱 六  
土佐高知 三三

●東海道

發送 八、四八噸 到着 四、九噸

●主要仕出港

攝津神戶 六三 兵庫 一、四七 四ノ宮 六  
御影 三三  
●山陰道  
發送 一、九噸 到着 一、七噸  
攝津神戶 三三 兵庫 三三

●外 國

關東州大連	六九三	支那安東縣	二九一
牛 莊	六六	天 津	四〇〇
芝 罘	三六	青 島	五三
上 海	六二五	鎮 江	一七
南 京	三三	漢 口	九六
宜 昌	三三	長 沙	一五
汕 頭	六	福州	二五
印度西貢	一	英領香港	八〇
暹羅盤谷	一	英領新嘉坡	一四九
印度彼南	六	古 倫 母	一〇
關 丹	三三	孟 買	一七
加 爾 各 答	一四	加 刺 督	一七
南洋爪哇	三三	濠洲シドニー	一四
メルボルン	二	比律賓マニラ	一三
伊太利セノア	四	佛國マルセイユ	一七
獨乙伯林	一	アレクソン	一三
英國倫敦	六	北米紐省	一〇
桑 港	四	市加古	一三
シヤイトル	二	ホストン	一三
パンクローバー	三	ホノルル	一三
支那上海	一	英領香港	一〇
澳太利トリエスト	七	白耳義アントハイブ	一〇
佛國マルセイユ	三	獨乙ハンブルク	一七
英國倫敦	五	リバプール	一六
北米シヤイトル	三		

●山 陽 道

發送 二八〇噸	到着 一、三七噸	豐後守江	三〇	日出	三三	別府	三六
主要仕出港		大分	五九	佐賀開	六	臼杵	二九
播磨明石	一	備前九條	三	岡山	一		
備後尾ノ道	三	系崎	六	安藝吳	三		
廣 島	二	周防柳井津	三	三田尻	三		
長門下ノ關	六						
主要仕出港		佐世保	三	肥前唐津	二	伊萬里	五
播磨明石	二	高砂	一	肥前長崎	七	島原	二
備後尾ノ道	一	安藝廣島	一	豐前門司	三	筑前博多	六
江 崎	一	長門下ノ關	一				
●南 海 道		●琉球及臺灣					
發送 八七〇噸	到着 二、六〇噸	琉球那覇	六	臺灣基隆	二〇〇	花蓮港	六
主要仕出港		打 狗	五	安 下	六	澎湖島	二
紀伊黒江	一	日 方	三	御 坊	六		
田 邊	三	三輪崎	三	木ノ木	五		
淡路志築	一	宍 州	三	福 真	三		
河波撫養	一	徳 島	一	讃岐高松	三		
多度津	五	丸 龜	一	觀音寺	三		
伊豫今治	三	高 濱	一	長 濱	三		
八幡濱	三	吉 田	一	宇和島	三		
土佐高知	五						
●西 海 道		●北 海 道 及 樺 太					
發送 九、五〇噸	到着 一、三六噸	發送 七、七噸	到着 一、〇噸				
主要仕出港		●朝 鮮					
紀伊和歌浦	一	田 邊	一	阿波撫養	三		
徳 島	六	讃岐高松	三	多度津	六		
伊豫今治	二	長 濱	五	宇和島	六		
土佐高知	四						
		北 海 道 函 館	七	小樽	五	札幌	一
		●朝 鮮		發送 四、七噸	到着 三、三噸		
		主要仕出港					
		釜 山	六	馬 山	五	群 山	五
		仁 川	一	仁 川	一	鎮 南 浦	五
		西 湖津	三	城 津	一		
		元 山	三				
		清 津	二				

第七章 海運集散貨物市内分布状態

第一節 分布状態

第一款 各船種積載貨物の市内分布

大正元年中大阪港海運集散貨物總量八百十四萬噸中、出入船舶の間に直接轉載せられ、他地方に集散せる二十五萬餘噸を控除し市内各所に集散せられたる發送二百七十七萬餘噸、到着五百七十一萬餘噸、計七百八十九萬噸の分布状態を略叙せん。今全市内を古來よりの稱呼及河川の脈絡等により左表の如く二十一區域に大別するに、

發送は南船場の三十六萬噸を第一とし發送總量の一割六分強に當れり、蓋し同地區は大阪に於ける最古の歴史を有する市場にして大阪より内外各地に輸出する全製品の殆ど半は當區及隣接の北船場より發送せらるるものなり、西野田福島西九條方面も亦發送總量の一割三分、二十九萬噸を有し工業地としての面目を發揮せり、其他倉庫地帯の中の島が二十萬噸を有し、堀江西道頓堀の十五萬噸、阿波堀立賣堀の十四萬噸も歴史的市場として當然なるべく、春日出櫻島一帯の十萬噸は築港の爲め誘致せられたる發送の顯著なるものなりとす。到着は市内最西端地域の春日出櫻島地區の九十五萬六千噸を最とし、到着總量の一割七分に相當す、是れ川岸町所在の三菱合資會社外二三の貯炭場に搬入せられたる石炭約六十萬噸及櫻島に於ける船車連絡貨物二十餘萬噸及各工場への原料品等巨大なる入貨多きが爲なりとす、之に次ぐを境川以西一帯の八十萬噸にして湊屋町三井物産貯炭場搬入石炭及尻無川下流沿岸への石材、土砂等多きに依る、福島西九條方面及三軒家泉尾地帯の各六十六萬噸亦尠なしとせず、前者は安治川上通、北通所在の石炭商及大阪商船、大阪電燈、住友伸銅所等の消費炭及芦分橋附近倉庫搬入貨物を包含し、後者は瓦斯會社の消費炭及尻無川、木津川沿岸への木材、石材等を有するが爲なり、堀江西道頓堀の五十六萬噸、難波幸町の三十八萬噸、中ノ島の三十五萬噸、阿波堀立賣堀の二十二萬噸、木津西濱の十九萬噸、靱の十五萬噸等は何れも輸入貨物の藏置所、收容所及市場等として顯著なりとす。

之を要するに、到着は築港に近き西部地域に多く、發送は舊市場及工業地に其大部を占むるを見るなり。  
 更に積載船種による貨物分布の關係を見るに、安治川出入船貨物にありては、發送は南船場、中ノ島、西野田福島西九條地區及北船場よりするもの多く、到着は春日出櫻島地區及中ノ島地帯其大部を占む。  
 築港出入船貨物にありては、發送は南船場、北船場を最とし、西野田福島西九條地區及阿波堀立賣堀方面等之に次ぐ、到着は松島三軒家泉尾方面中ノ島及境川以西地區等を主とし、之に次ぐを堀江西道頓堀、春日出櫻島、西野田福島西九條地區等とす。  
 神戸接續船貨物にありては、發送は南船場を第一とし、西野田福島西九條方面、北船場、中ノ島、阿波堀立賣堀、堀江西道頓堀等の地區之に次ぎ到着は堀江西道頓堀及西野田、福島、西九條の兩地を第一とし本田富島九條、中ノ島、日本橋難波幸町、稗島傳法及松島三軒家泉尾の各地區亦尠なからず。  
 帆船貨物にありては、發送は西野田福島西九條地區を首位とし、春日出櫻島、南船場、堀江西道頓堀、北船場、松島三軒家泉尾、境川以西及輒の各地區等之に次ぎ、到着は境川以西、春日出櫻島、松島三軒家泉尾、西野田福島西九條地區等大部を占め、日本橋難波幸町及堀江西道頓堀、阿波堀立賣堀地區等之に次ぎ其他は比較的尠なし。

大阪港海運出入貨物市内分布地域別噸量表

地 域	安治川出入船貨物		築港出入船貨物		神戸接續船貨物		帆船貨物		合 計	
	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到
北 船 場	四、三六四	六、〇〇六	三、四四九	五、七〇七	六、五五三	三、五〇〇	三、〇七三	三、三六五	一、四一〇	三、七九〇
南 船 場	九、一八三	三、〇六四	六、七七八	二、九二二	一、八〇五	四、八七三	五、七六六	三、一五九	一、三二七	四、四八八
中 島	六、〇一一	三、三三三	四、四四四	二、二二二	九、一〇〇	一、一五五	四、五九四	九、〇五〇	二、四四九	一、一〇五
島 内	七、七〇三	一、四六一	一、八九七	〇、〇〇〇	七、〇八七	二、九六九	三、〇六八	三、〇六八	一、〇〇〇	三、〇六八
土佐東京阿波及江ノ子島	七、九一八	二、一〇五	六、〇〇〇	九、〇〇〇	二、三三四	二、七四五	六、一六二	二、九七九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
阿波 堀 長 堀	三、〇〇〇	五、五一一	五、五一一	二、五五五	三、三三三	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
堀江及西道頓堀	三、三三三	五、五五五	五、五五五	二、二二二	三、三三三	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
計	五〇,三三三	九五,七五五	三〇,二二二	五五,六六六	二六,九九九	七八,三三三	三〇,九九九	三九,〇〇〇	一八,三三三	五七,六六六

地 域	日本橋難波及幸町		上 町 天 王 寺		上 町 一 帶		東 天 滿 一 帶		西 天 滿 梅 田 及 堂 島		西 野 田 福 島 及 西 九 條		北 部 接 續 町 村		神 島 及 傳 法		春日山町櫻島町		本 田 富 島 及 九 條		境 川 以 西 築 港		松 島 三 軒 家 及 泉 尾		水 津 及 西 濱		計	
	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到		
日本橋難波及幸町	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
上 町 天 王 寺	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
上 町 一 帶	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
東 天 滿 一 帶	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
西 天 滿 梅 田 及 堂 島	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
西 野 田 福 島 及 西 九 條	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
北 部 接 續 町 村	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
神 島 及 傳 法	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
春日山町櫻島町	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
本 田 富 島 及 九 條	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
境 川 以 西 築 港	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
松 島 三 軒 家 及 泉 尾	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
水 津 及 西 濱	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	五〇,三三三	九五,七五五	三〇,二二二	五五,六六六	二六,九九九	七八,三三三	三〇,九九九	三九,〇〇〇	一八,三三三	五七,六六六	三〇,九九九	三九,〇〇〇	一八,三三三	五七,六六六	三〇,九九九	三九,〇〇〇	一八,三三三	五七,六六六	三〇,九九九	三九,〇〇〇	一八,三三三	五七,六六六	三〇,九九九	三九,〇〇〇	一八,三三三	五七,六六六	三〇,九九九	三九,〇〇〇

備考 本表ニハ鐵道ニ連絡輸送セラレタル貨物ナモ其停車場所在地區ノ出入貨物中ニ包含セシメタリ以下同ジ

第二款 市内分布貨物の貿易別

前記各地區出入貨物を、更に貿易別に觀察するときは、内地貿易にありて發送の主なるものは、西野田、福島及西九條地區、南船場、中ノ島及北船場等にして、南北船場は全製品の主要市場たり、西野田福島西九條地區は工場地として、中ノ島は倉庫地帯として常然なるべく、到着は、春日出櫻島、境川以西、松島三軒屋泉尾等を出せとす、蓋し帆船入貨の大原科品は、西部幹川沿岸地域に入貨せらるゝに依る。

朝鮮及外國貿易は、發送にありては南北船場を主位とし、西野田福島西九條、堀江西道頓堀、阿波堀長堀、東天滿一帯、本田富島九條、日本橋難波幸町の各地區之に次ぐも著しく劣れり、是れ輸移出は全製品を主とするが故なるべし、同到着は堀江西道頓

堀を第一とし、西野田福島西九條、境川以西、日本橋難波幸町の各地區優勢を占む、就中堀江西道頓堀地區は東京、杉村、住友の三大倉庫ありて外國輸入品中の大宗たる穀類を收容するを以て、二十八萬餘噸の巨額を算し、西野田福島西九條地區も亦東京、大阪、住友三倉庫搬入の穀類、棉花、鐵材等多量に上るを以て二十一萬餘噸に達せり。

市内分布貨物貿易別噸量表

Table with multiple columns: 地域別 (Regional), 船名 (Ship Name), 發送 (Shipment), 到着 (Arrival), 計 (Total). Rows include locations like 北船場, 南船場, 島船場, etc.

第三款 市内各町別分布噸量表

Table with columns: 町名 (Town Name), 發送 (Shipment), 到着 (Arrival), 計 (Total). Rows include 本田富島及九條, 境川以西築港, etc.

更に之が各町別分布の状態を見るに、發送にありては、中ノ島の二十餘萬噸を第一位とし、新家西町の十萬九千噸、川岸町の七萬八千噸、安治川上通の五萬五千噸、湊屋町の四萬六千噸、本町の四萬四千噸、道修町の四萬四千噸、南本町の四萬二千噸、三軒家下ノ町の四萬一千噸、安井町の三萬八千噸等を主なるものとす、到着にありては川岸町の六十八萬噸、湊屋町の五十一萬噸、中ノ島の三十二萬噸、三軒家下ノ町の二十九萬噸、幸町の二十六萬噸、西道頓堀の二十一萬噸、櫻島及岩崎町の各十八萬噸、安治川上通の十七萬噸、安井町の十六萬噸等を最とす、但櫻島に一旦陸揚せられたるも、直に市内に引取られたるものは之を櫻島到着貨物に算入せず。

市内町別發着噸量表

Table with columns: 町名 (Town Name), 發送 (Shipment), 到着 (Arrival), 計 (Total). Rows include 北船場, 高麗橋, 伏見町, etc.





Table of commodity distribution in the city, listing various districts (e.g., 西天満梅田及堂島, 西野田福島及西九條, 北部長柄, 春日出町櫻島町) and their respective quantities (噸, 計).

第四款 市内分布貨物の種類

Table of commodity distribution in the city, listing various districts (e.g., 境川以西築港, 松島三軒家及泉尾, 木津及西濱, 本田富島及九條) and their respective quantities (噸, 計).

各地區集散貨物を、品類により觀察するときは、食料品の發送は中ノ島を第一とし、南船場、東天満一帯、堀江西道頓堀、靛、北船場、阿波堀立賣堀等の各地區之に次ぎ、同到着は堀江西道頓堀及中ノ島を出色とし、靛、東天満、日本橋難波幸町、阿波堀長堀、西天満梅田堂島、土佐堀京町堀の各地區亦尠ならず。原料品の發送は、春日出櫻島地區を第一とし、西野田福島西九條及境川以西方面之に次ぎ、同到着は松島三軒家泉尾地區を首位とし、西野田福島西九條方面、堀江西道頓堀及日本橋難波幸町地區等を擧ぐべし。原料用製品の發送は西野田福島西九條方面を第一とし、其他の地區は著しく劣れり、同到着は亦西野田福島西九條方面を主とし日本橋難波幸町地區及堀江西道頓堀地區之に次げり。全製品の發送は南北船場及中ノ島地帯大部を占め、西野田福島西九條地區之に次ぎ、同到着は中ノ島、南船場、西野田、福島、西九條地區及阿波堀立賣堀方面に多く、其他への入貨は比較的尠なし、尙詳細は別表示す所の如くなるが今各地區に於ける重要出入貨物を列擧すれば左の如し。

原料品	食料品																					
	米	豆	雜穀	砂糖	菓子	鹽	和酒	洋酒	茶及コト	飲料	煙草	鹽菜	菓實	鮮魚	乾魚	乾物	漬物	穀類及澱粉	昆布	海草	其他	
石炭	三五、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

地域別	發送貨物地域別品種別表												
	北船場	南船場	島ノ内	中ノ島	島ノ内	南船場	北船場	上町	東天満	西野	西野	北船場	東天満
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...



其他雜品 金銀塊寶石 種子及苗木	雜貨	車輻	火藥	印刷	和洋紙	娛樂用品	文房具	小間物及化粧品	石鹼	裝飾用品	洋傘	被服	襪	洋裝	絲織品	洋反物類	吳服太物類	綿布類	家 具	
一、四六九	六、三三四	一、二五八	一、一八八	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七	一、〇八七
三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

釘及ナット	鐵製品	金屬線	金屬製計	金屬製機械	電氣用品	醫療用品	度量衡器	工匠具	農具	船具及漁具	木製用品	竹及籐製品	硝子及同製品	皮革製品	漆器	陶磁器	荒物	和傘及提燈	扇子及團扇	剃子及刷毛	
二、一〇〇	九、四〇五	一、二八〇	七、二〇〇	一、〇〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇
七五	一、五五〇	七	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇

原料品	乾魚	乾物	漬物	穀粉及澱粉	昆布	海藻	其他	石炭	金礦	鐵礦	煤	石灰	土砂	木材	竹材	薪炭	棉花	綿花	絹織物	襪及履物	獸皮及獸骨	羽毛類	麻苧及シロ
1,250	1,000	3,600	2,300	1,500	1,200	1,800	1,000	1,500	1,200	1,800	1,000	1,500	1,200	1,800	1,000	1,500	1,200	1,800	1,000	1,500	1,200	1,800	1,000
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

食料品	米	豆	雑穀	砂糖	菓子	鹽	和酒	洋酒	茶及コーヒー	飲料	煙草	鹽漬	菓實	鮮魚
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

到着貨物地域別品種別表

地域別	北船場	南船場	島内中ノ島	土佐	阿波	江及	日本橋	町上	町東	西天	野田	野田	北部	法	本	境川	島津
計	1,800	3,500	1,200	1,500	1,800	2,500	3,200	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...







第二節 分布経路

第一款 荷受及荷捌場

前記市内分布貨物の發着経路を略叙せんに、荷主直扱の場合を除く外、一般貨物にありては發送の場合には、各船主の直屬荷扱店及仲次廻漕店が、依託貨物を市内便宜の場所に設置せる各自の荷受場に陸路蒐集し、船に積合せて本船若しくは税關に廻漕するを常態とす、但廻り貨物にありては荷受場を経由せず、直に船積積ごなし本船舷側に廻漕するものなり。

到着貨物の場合は、其大部は原料品に屬する大口物なるを以て、荷捌場を経由すること尠少にして、大部は船積により、受荷主の指定せる、收容所に直送せらる、尙朝鮮及外國輸入貨物にありては、直許貨物を除く外は、通關手續の爲め、安治川尻兩岸の築港埠頭所在大阪税關指定上屋に陸揚するを要す、左に主なる荷受場の状況を略記すべし。

一 大阪税關荷受場 北區富島町大阪税關構内及同濱地上屋千八百餘坪を總稱するものにして構内に富島組、韓國組、神戸棧橋、尼崎濱船部、東源號、通關會社の六通關業者あり、税關よりは所屬上屋及地區を區劃して、同業者に貸下げ、通關貨物の一時藏置を爲さしめ、通關業者は直接貨主より、又は各仲次業者より、同所に貨物を運搬し來りて其手續を爲す、外國貨物取扱業者左の如し。

所屬會社	通關業者	仲次業者
大阪商船會社	富島組荷受場	平尾、薩月、小々井、五津、稻垣、山口、勝田、友惠組、同益號、三上
日本郵船會社	神戸棧橋荷受場	後藤、平井、熊谷、日ノ丸、松井
尼崎濱船部	東源號荷受場	各清商輸出貨物
各社船及社外船	尼崎荷受場	大庄、廣運組
	通關會社荷受場	上記各廻漕店

而して通關手續を了へたる貨物は、同所より直に船積に積載して、築港本船及神戸港本船に廻漕せらる、大正元年中税關各荷受

場に集合せる噸量は、陸路二十五萬三千七百三十五噸、内上屋内手數二十一萬八千二百一噸、上屋外三萬五千五百三十四噸、水路七萬四千七百七十九噸、計三十二萬四千二百四十四噸なりとす。

二 韓國組東荷受場 東區横堀五丁目にあり、南北船場より發送する、通關手數簡易なる、個々の貨物を蒐集回漕するものにして、廻り貨物及戻税品は、直接税關荷受場に搬入さる、同河筋は大型船積船を利用する能はず、辛ふじて三十噸大の船積船を使用し居れり、從つて其取扱噸量も、大正元年中一萬九百餘噸に過ぎず、而して同荷受場經由貨物は、中味検査を要せざるもののみなるを以て、同所より直に本船に廻漕し、其大部は西横堀を経て、土佐堀川に出づるも、時としては立賣堀川を下り、木津川を廻航し、安治川に出づるものあり。

三 韓國組西荷受場 大阪商船專屬にして西長堀南通五丁目にあり、主として堀江方面の朝鮮貿易商及道頓堀、難波、島ノ内方面よりする出荷の蒐集場にして、鍋釜及硝子器を其主要なるものとす、大正元年中取扱噸量は七千八百噸にして、築港への経路は長堀川より木津川を廻航し、安治川を経由するものとす、其他同東荷受場に同じ。

四 山中本店荷受場 大阪商船沖繩航路の元扱店にして、西區立賣堀北通六丁目にあり、立賣堀川を利用し木津川廻航安治川に出で築港に連絡す大正元年中取扱噸量は四萬四千餘噸なり、尙同安治川支店荷受場は富島波止場にあり、主として仲次店經由の全航路貨物を取扱ふ。

五 臺灣組東荷受場 横堀二丁目にあり、大阪商船臺灣航路の北船場方面仕出貨物を取扱ふ、大正元年中の取扱高は一萬噸なり、經由河筋は大部は大川に出づるものとす。

六 臺灣組西荷受場 西長堀北通一丁目にあり、同じく南船場及島ノ内方面の荷受場なり、同年中の取扱高八千五百餘噸。

七 商船士佐組荷受場 立賣堀六丁目にあり、大阪商船士佐航路出貨の荷受場たり、同上取扱高五萬二千餘噸にして荷受場として第三位にあり。

八 富島組天滿出張所 北區樋ノ上町にあり、商船會社直扱の天滿方面仕出貨物を荷受す、同上取扱高九千八百餘噸なり。

九 其他大阪商船會社專屬店荷受場 上記の外大阪商船專屬取扱店に屬する荷受場の主なるもの左の如し。

富島組 横堀出張所	西横堀三丁目	同	立賣堀出張所	立賣堀南通六丁目
富島組 湊屋出張所	湊屋町通信管理局内	同	難波出張所	南區難波元町五丁目
望月回漕店	西區觀南通二丁目			

一〇後藤回漕店荷受場 鞆北通二丁目に在り、日本郵船會社專屬扱店にして内外各航路積貨物の受荷をなす、其大部は神戸本船積なり、尙同店荷受場は土佐堀一丁目南久寶寺町の二出張所を有す、其同年中取扱高は三萬七千餘噸あり。

一一熊谷回漕店 東區今橋二丁目にあり、同じく郵船專屬にして其取扱高は僅少ななり。

一二平井合資會社 東區今橋二丁目にあり、同じく郵船專屬にして其取扱高は甚だ多からず。

一三日ノ丸組荷受場 西區本町二番町にあり、同じく郵船專屬にして其取扱高は比較的少し。

一四大川運輸荷受場 現在立賣堀北通六丁目にあるも、大正元年には江戸堀南通二丁目に所在したり、其取扱高二萬餘噸なり。

一五富島波止場荷受場 大阪商船、日本郵船、尼崎濱船を始め其他各船主及回漕店の所屬にかゝる富島波止場一帯の上屋及倉庫に於ける、荷受總額は大正元年中七十八萬餘噸に達し、出貨總量の約三分の一に相當す、之等の貨物は主として河岸に繋留せる、内地航路の濱船に積載さるものなり。

今各荷受場の概況を述べんに、大阪商船に屬するものは、全部内航貨物にして、航路により荷受場を區別せり、其主なるものは富島組(内航各線直扱貨物)、臺灣組(臺灣線)、阿攝組(由良線、徳島線)、山中回漕店支店(鹿兒島沖繩線)、山陰組(山陰線)、豊源組(四國線内海線)、大商運輸會社(中國線)、紀勢組(三輪崎線、熱田線)、肥筑組(西九州各港行)なり、日本郵船會社に屬するものは、富島町同社倉庫を荷受場とし、其内部を各專屬店に仕切居れり、貨物は内地及歐洲線神戸積貨物なり、尼崎濱船部に屬するものは、同社直扱荷受場を主とし、專屬扱店は大庄、廣運組等あり、其他住友濱船扱店の和合社を初め、各社外船荷受場あり。

尙荷捌場は前記の如く、其數頗る尠なく、其主なるものは、大阪税關指定築港上屋、富島波止場荷捌場、大川運輸荷捌場等に過ぎず。

一 大阪税關指定築港市設輸入上屋 輸出国貨物の富島町税關と相對して、輸入外國貨物は歐洲貨物の中ノ島東京倉庫搬入

貨物を除く外、全部當所にて通關手数を爲すものにして、大正元年中當上屋搬入貨物は、五萬三千六百餘噸にして、内水路搬出五萬一千四百餘噸、陸路搬出一千九百餘噸なり、水路引取纏まり貨物を主とし、他は再び川口波止場若しくは富島組横堀出張所に陸揚配達するものとす、陸路引取は直に貨主の指定せる場所に運搬するものにして、纏り貨物少なく且引取を急ぐ貨物を主とす。

二 富島波止場荷捌場 富島波止場一帯の上屋を包含するものにして、岸接維繫せる内航濱船貨物及築港税關手續濟の外國貨物等を陸揚し、車輛にて陸路受荷主に配達す、大正元年中の荷捌噸量は八十六萬餘噸なり、荷捌扱業者の主なるものは富島組、神戸棧橋、尼崎濱船部等とす。

三 大川運輸荷捌場 立賣堀六丁目にあり、同社入貨の小口物を此所に陸揚し、貨主に配達するものにして扱店は大深組なり。其他富島組横堀出張所、同立賣堀出張所等主なるものなり。

此他荷扱及荷捌場を経由せざる直昇貨物は、發送五十二萬餘噸、到着百九十七萬餘噸、合計二百四十九萬餘噸にして、之が使用船船の中安治、木津、尻無の三川入津本船と連絡するものは、茶船及猪牙船と稱する積載量十五噸未満の小船大部を占め、其他は各荷受、荷捌所との間を連絡する二、三十噸の中型船船なり、築港と市内間を連絡するものは、中型船船大部を占め稀に大型船船を使用す。

神戸接續の船船は五十噸乃至二百噸に至る大型船船にして、之等積載貨物の市内小枝川に入るものは、端藏藏橋附近に於て積換すること多し、其主なる發送地は西野田、新家、稗島、中ノ島、都島、安治川上通、四貫島、傳法、幸町、西道頓堀、北堀江、安堂寺橋通、難波、高岸町、西野田下ノ町、三軒家上ノ町、同下ノ町、湊町、立賣堀北通、天満市場、櫻島、梅田町、木津三島町、西濱等にして、人造肥料、鐵材、鐵製品、米、木材、繩、粗糖、粗糖、綿糸布、綠棉、青莖、セメント、硝子、平板、浪板、洋紙、果實、和洋酒等なり、到着地點は西道頓堀、立賣堀、鞆、薩摩堀、築港埠頭の各倉庫所在地を主とし、都島、天満市場、長堀、三軒家、櫻島、土佐堀、西野田新家、西野田下ノ町、稗島、幸町、難波高岸町、末吉橋通、安堂寺橋通等之に次ぎ米、豆、其他雜穀、砂糖、海産肥料、乾鱈魚、鐵材、卷取洋紙、礦石類、木材、薪炭、棉花、石油、石炭等とす。

第二款 市内分布貨物の河川利用状態

大阪市内發着貨物の大部は、河川を經由して分布せらるゝものなるは前述の如し、左表は各川經由噸量を示すものにして卷頭圖表と照せば其一般を窺ふに足らんか。

海運集散貨物各河川經由市内分布噸量表

市内各枝川	幹川		三幹川		由各河川		沿岸		着噸量		各川相互經由噸量		合計各川通過噸量	
	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到
淀川及大川	一七,七三三	九七,五三三	三,六五五	二〇,九六六	二〇,九六六	六,二五八	二,七六〇	二〇,九六六	二〇,九六六	二〇,九六六	二〇,九六六	二〇,九六六	二〇,九六六	二〇,九六六
天満川	五,三三三	一四,五九九	一,五九九	六,二五八	六,二五八	二,七六〇	五,三三三	五,三三三	五,三三三	五,三三三	五,三三三	五,三三三	五,三三三	五,三三三
堂島川	三,九二五	一三,九九六	一,九九六	八,三三三	八,三三三	二,七六〇	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五
梅田川	一,八八五	三,〇三三	一,〇三三	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五
曾根崎川	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五	一,八八五
土佐川	三,九二五	一,八八五	一,八八五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五
新入川	二,八八五	七,三三三	七,三三三	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五	二,八八五
入堀川	九,九二五	三,〇三三	三,〇三三	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五
東横堀川	三,九二五	一,八八五	一,八八五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五
西横堀川	三,九二五	一,八八五	一,八八五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五
道頓堀川	三,九二五	一,八八五	一,八八五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五
西道頓堀川	三,九二五	一,八八五	一,八八五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五	三,九二五
堀江川	九,九二五	一,八八五	一,八八五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五
長堀川	九,九二五	一,八八五	一,八八五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五
西長堀川	九,九二五	一,八八五	一,八八五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五	九,九二五
立賣堀川	一七,七三三	七,三三三	七,三三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三	一七,七三三
藤原堀川	八,〇三三	二,九二五	二,九二五	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三	八,〇三三

計	河波堀川		海部堀川		京町堀川		江戸堀川		百間堀川		古堀川		逆堀川		傳法堀川		中津堀川		六軒屋堀川		境川運河		十三間川及七瀬川		安治川沿岸		木津川沿岸		尻無川沿岸			
	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到	發	到				
計	一,八七三,六三三	三,九八八,五〇〇	二,六二二,三九九	一,一五七,三九九	九,七三六	五七二,三五五	二,一八九,六八八	五,六六八,二二〇	一,八七三,六三三	三,九八八,五〇〇	二,六二二,三九九	一,一五七,三九九	九,七三六	五七二,三五五	二,一八九,六八八	五,六六八,二二〇	一,八七三,六三三	三,九八八,五〇〇	二,六二二,三九九	一,一五七,三九九	九,七三六	五七二,三五五	二,一八九,六八八	五,六六八,二二〇	一,八七三,六三三	三,九八八,五〇〇	二,六二二,三九九	一,一五七,三九九	九,七三六	五七二,三五五	二,一八九,六八八	五,六六八,二二〇



## 第八章 仲繼貨物

### 第一節 仲繼港としての大阪港

消費生産の大都市たる大阪港は勢ひ終着港たるの性質を有するも、其市場の勢力範圍は遠く内外各地に及べるを以て、一面に於ては又仲繼港たるの性質を具備せり。

大正元年中大阪に於て船舶鐵道の間、直接連絡せる仲繼貨物は七十八萬七千餘噸にして、内

仕出地より海運にて到着し鐵道に接續發送せるもの 六十七萬餘噸、

同鐵道にて到着し海運に接續せるもの 十一萬六千餘噸、  
にして尙ほ此他

仕出地より海運にて到着し再び海運により發送せるもの 十三萬餘噸、

あり、即ち海陸連絡及船舶間相互積換の仲繼貨物總量は九十一萬七千餘噸にして、海運より鐵道に接續せるものは海運到着總量の  
一割一分、鐵道發送總量の三割一分、鐵道より海運に連絡したるものは鐵道到着總量の八分、海運發送總量の五分、及海運より  
海運に積換せられたるものは海運到着總量の二分、同發送の六分に相當せり、而かも以上は直接連絡貨物のみにして一旦市内に収  
容せられたる後、再び發送せられたるものを包含せず。

大阪港は現在にありては、西成線を除くの外臨港鐵道を有せざるに拘らず、尙此巨大なる仲繼貨物を有するに見れば、一旦臨港  
本線にして成るの曉には、此種船車連絡貨物は俄然として増加するに至るべし、且つ現在神戸港を經由して大阪以東の各地に發  
着する連絡貨物は、距離の關係上早晚大阪港に移動すべきものなるべし。

第二節 海陸連絡の経路

第一款 仲繼貨物の船舶荷役場所

前記仲繼貨物の海陸接續場所を見るに、船車連絡七十八萬七千餘噸及海運積換連絡發着二十六萬噸、計百四萬七千噸中、築港四割一分、四十三萬噸、安治川五割四分、五十六萬五千噸、木津川五分、五萬二千餘噸にして安治川中、富島附近は二割六分、二十七萬餘噸、其下流一帯は二割八分、二十九萬餘噸を有せり、安治川仲繼貨物中、富島附近に於て荷役せる船車連絡貨物の大部は、梅田、湊町、其他市内各驛に連絡し、下流に於てせるものは主として安治川口驛と連絡せるものなり、築港に於ける船車連絡仲繼貨物は、櫻島驛に於て鐵道に連絡せるもの大部を占め、安治川口、梅田、湊町の各驛に接續せるもの亦尠ならず、木津川に出入せるものは湊町驛接續多し。

仲繼貨物海運連絡場所別噸量表

發着連絡別	海運		船車		合計	
	到	發	到	發	到	發
築港	二八、一五〇	四、三三〇	三三、四八〇	四、三三〇	三三、四八〇	四、三三〇
安治川	一三、二六〇	五、九三五	一八、二一〇	四、九三五	一八、二一〇	五、九三五
富島附近	三三、二五七	三〇、八八〇	六、三五七	三、九七〇	三三、二五七	三〇、八八〇
木津川	三、〇〇一	七、九八八	四、九八七	五、九八八	三、〇〇一	七、九八八
合計	六〇、七五八	一三、〇七〇	八〇、四四五	一六、三三六	六〇、七五八	一三、〇七〇

第二款 市内各驛經由仲繼貨物

市内各驛中本船との間に直接連絡の便を有するものは僅に櫻島、安治川口の二驛あるのみにして、他は船車により辛ふじて本船との間を連絡せるものなるを以て、船車連絡仲繼貨物の大部は前記兩驛を經由す、殊に海運より鐵道に連絡せるに於て然りとす。之に次ぐを大阪驛とし其大部は安治川富島附近船船との間に連絡せるものなり、湊町驛も亦道頓堀に面し、水路連絡の利便多きを以て木津川入津船船との間に連絡せるもの比較的噸量に上れり、其他片町、難波、天滿、網島、今宮、汐見橋及野田の各驛亦擧ぐるに足る。

仲繼貨物各驛發着噸量表

驛別	發着別		計	驛別	發着別		計
	到	發			到	發	
櫻島	一六、一五〇	二四、三三七	三〇、五八〇	片町	二、五七〇	八、八四〇	一一、四一〇
安治川	一三、二六〇	二八、五〇〇	四一、七六〇	天滿	五、九三五	六、〇〇〇	六、〇〇〇
梅田	三、七〇〇	一三、四三三	一七、一三三	外各驛	一、二〇〇	五、四二一	六、六二一
湊町	一、〇〇一	六、二二五	七、二二六	計	一、二〇〇	六、六二一	六、六二一
合計	三、七〇一	四、九八八	八、六八九				

備考一 其他各驛トハ網島、今宮、汐見橋、野田ノ四驛トス。二 鐵道貨物噸量總テ海運噸ニ換算シタリ

第三節 仲繼貨物の集散地域

五七八

仲繼各物の集散地域も略ぼ一般貨物と等しく、海運より鐵道に接続せるものは九州、四國、中國及近畿の瀬戸内海沿岸各港を始めとし、北支那、朝鮮及北海道方面より到着し、近畿一帯、東海、東山、北陸、山陰地方の背後地に分布せられ、鐵道より海運に連絡せるものは之と反對の経路を取れる差あるのみ。  
 各國への出入中最も著しきものは鐵道發送の山城仕向二十八萬八千餘噸、近江仕向八萬三千餘噸、大和仕向七萬五千餘噸、攝津仕向六萬噸及海運到着の筑前仕向二十四萬一千餘噸、肥前仕向五萬九千餘噸、豊前仕向五萬三千餘噸等なり。

仲繼貨物國別發着噸量表

國名	（大阪）到着		（大阪）發着	
	水運	陸運	水運	陸運
近畿	27,350	15,570	30,350	17,570
河内	1,500	1,500	1,500	1,500
和泉	3,700	3,700	3,700	3,700
山陽	4,000	4,000	4,000	4,000
大和	7,000	7,000	7,000	7,000
紀伊	2,800	2,800	2,800	2,800
肥後	1,000	1,000	1,000	1,000
肥前	5,900	5,900	5,900	5,900
肥後	5,300	5,300	5,300	5,300
豊前	5,300	5,300	5,300	5,300
九州	39,600	22,800	43,800	26,800
四國	22,700	13,700	25,700	15,700
中國	32,700	19,700	37,700	22,700
阿波	10,900	6,900	12,900	8,900
讚岐	3,700	2,700	4,700	3,700
伊予	3,700	2,700	4,700	3,700
土佐	3,700	2,700	4,700	3,700
備前	1,500	1,500	1,500	1,500
備後	1,500	1,500	1,500	1,500
合計	112,100	67,100	125,100	77,100

東海道	（大阪）到着		（大阪）發着	
	水運	陸運	水運	陸運
日向	6,300	3,300	7,300	4,300
大隅	1,000	1,000	1,000	1,000
薩摩	1,000	1,000	1,000	1,000
日向	6,300	3,300	7,300	4,300
伊賀	6,200	3,200	7,200	4,200
伊勢	5,700	2,700	6,700	3,700
志摩	1,700	700	2,700	1,700
尾張	2,900	1,900	3,900	2,900
三河	3,700	2,700	4,700	3,700
遠江	2,900	1,900	3,900	2,900
駿河	1,900	900	2,900	1,900
甲斐	1,900	900	2,900	1,900
伊豆	1,900	900	2,900	1,900
相模	1,900	900	2,900	1,900
武蔵	1,900	900	2,900	1,900
安房	1,900	900	2,900	1,900
上野	1,900	900	2,900	1,900
下野	1,900	900	2,900	1,900
常陸	1,900	900	2,900	1,900
常陸	1,900	900	2,900	1,900
東山道	4,900	1,900	5,900	2,900
近畿	4,900	1,900	5,900	2,900
美濃	3,700	1,700	4,700	2,700
信濃	3,700	1,700	4,700	2,700
飛騨	3,700	1,700	4,700	2,700
上野	3,700	1,700	4,700	2,700
下野	3,700	1,700	4,700	2,700
磐城	3,700	1,700	4,700	2,700
合計	63,100	32,100	71,100	38,100

五七九

第四節 仲繼貨物の種類

連絡貨物の大宗は石炭にして、總量の四割弱を占め、殆ど全部は海運より鐵道に接続せるものなり、是に次ぐを石材、礦石類、果實、肥料、豆類、木材、セメント、棉花、棉實、セメント、煉瓦、鹽、和酒、敷物、石油等とし、其大部は海運より鐵道に接続せるものなるも、礦石及石油は鐵道より海運に接続し、和酒及敷物は海運より海運に轉送せるもの多し、各品種と集散地域との關係は前章一般貨物と異なるを以て省略す。

仲繼貨物品種別噸量表

Table with 10 columns: 品名, 水運, 陸運, 水運, 陸運, 合計, 品名, 水運, 陸運, 水運, 陸運, 合計. Rows include categories like 米, 豆, 雜穀, 砂糖, 菜子, 鹽, 和酒, 洋酒, 茶及コヒー, 飲料, 煙草, 礦製品, 菓實, 鮮魚, 乾魚, 乾物, 流粉, 澱粉, 具及布.

Table with 10 columns: 品名, 水運, 陸運, 水運, 陸運, 合計, 品名, 水運, 陸運, 水運, 陸運, 合計. Rows include categories like 石油, 敷物, 繩索, 麻芋製品, 漆, 燭, 鐵管, 釘及ボルト, 鐵製品, 金銀製品, 時計, 金銀製機, 電氣用品, 醫藥用品, 度量衡器具, 農具, 船具及漁具.



## 第九章 築港集散貨物累年比較

### 第一節 出入貨物増加の趨勢

築港に於ける船舶貨物の出入は比年長足の發達を示し、櫻島地帯船車連絡貨物及上屋、倉庫搬出入貨物も亦従つて顯著なる増加を爲せり。

今最近三個年間に於ける發達の趨勢を見るに、築港集散海運貨物は明治四十三年に於て僅に八十萬餘噸に過ぎざりしも、翌四十四年には三割五分、二十八萬七千餘噸を増加し、更に大正元年には四割六分、五十一萬四千噸を激増して一躍百五十九萬一千餘噸に達せり。

而して出貨の増加は此期間に於て二割三分に過ぎざるも、入貨の増加は實に十四割六分に當れり、蓋し是れ主として輸入税關の築港に移轉したるに依るものなるも、亦一般貨物増加の趨勢偉大なるものあるを看取せずんばならず、尙ほ之を貿易關係に徴するも内國十割、朝鮮一割、外國二十二割四分の増加にして、特に輸入税關の移轉に依るもの知らざるを知るに足る。

築港出入貨物三ヶ年比較表

年次	出			入		
	内地	外地	計	内地	外地	計
大正元年	一、四、七、〇七	一、三、三、五五	二、八、〇、五五	三、九、一、八八	七、三、四、〇六	一一、二、五、二九
明治四十四年	一、三、〇、三三	一、一、八、七五	二、四、九、〇八	三、三、一、八八	四、九、三、五五	八、三、五、四三
全四十四年	一、三、三、六六	一、二、五、一三	二、五、九、七九	三、六、一、八八	六、一、三、六三	九、七、五、五二

築港出入貨物品種別數量三ヶ年比較表

品名	出			入		
	内地	外地	計	内地	外地	計
食料品	三、七、七三	八、九、〇〇	一二、六、七三	二、七、九、六〇	一、八、八、八八	四、六、八、四八
米	九、二、五三	一、八、五三	一一、一、〇六	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
豆	三、二、五八	一、八、五三	五、一、一一	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
雜穀	二、九、九	一、八、五三	四、八、五二	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
砂糖	一、一、〇〇	一、八、五三	二、九、五三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
鹽菜	一、一、〇〇	一、八、五三	二、九、五三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
其他	六、六	一、八、五三	二、五、一三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
洋酒	九、六、三三	一、〇、〇〇〇	一、九、六、三三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
茶	五、六、三三	一、〇、〇〇〇	六、六、三三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
飲料	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
烟草	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇
其他	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇





第二節 船車連絡の状況

第一款 櫻島連絡の増進

大阪築港には未だ臨港鐵道の敷設なく、海陸連絡設備完からず、西成線の延長して櫻島埋立地に至るあり、僅に船車連絡の一端を形成し、倉庫上屋、棧橋等稍施設の見るべきなきに非ざるも、規模狭少にして日進月歩の大勢に應ずる能はざるの憾あり。櫻島驛は明治四十三年四月の開設にかゝり、其以前にありては西成線は天保山驛を終點としたるも、船舶の碇繋場と相距る遠く、海陸連絡設備亦整はず、従つて明治四十二年中の同驛取扱貨物は發送一萬五千噸、到着九百十六噸、計一萬五千噸に過ぎざりしが、一度天保山驛を閉鎖し櫻島驛の開始するや、鐵道貨物は俄然として増加し、四十三年には發送二萬八千噸、到着二千三百噸、計三萬噸に達し、天保山驛時代に比し發送共に倍加せり、蓋し櫻島は天保山に比し船舶碇繋及荷役の安全なるを、船車連絡施設の稍見るべきあるが爲なり、之等の鐵道貨物は凡て發着共に海運に連絡せるものなり。越て四十四年鐵道連絡貨物は發送五萬九千噸、到着三萬噸、計八萬九千噸に達せり、茲に於てか鐵道院も見る處あり、櫻島起點の運賃を低下し、鐵道院用炭の連絡を櫻島に移し、或は線路の敷設替を爲す等、銳意同地域の利用を催進し、市に於ても上屋、倉庫、棧橋、其他諸般の施設に努めたるを以て、大正元年中の鐵道連絡貨物は發送二十一萬九千餘噸、到着一萬餘噸、計二十二萬九千餘噸に達し、既往二個年間に於て發送は六倍八分強、到着は五倍八分を増進したり。更に櫻島に於ける全集散貨物を見るに明治四十三年中、發送は水運九萬餘噸、陸運二萬八千噸、計十一萬八千噸、到着は水運十一萬五千噸、陸運五千噸、計十一萬六千八百噸、發着總計二十三萬五千噸に過ぎざりしも、二個年後の大正元年には發送は水運五萬九千噸、陸運二十二萬噸、計二十七萬九千餘噸、到着は水運二十八萬二千噸、陸運一萬餘噸、計二十九萬二千噸、發着總計五十七萬一千餘噸に達し十五割を増進せり。地域狹隘にして設備尙完たからざる櫻島にありてすら、一臨港線の延長によ斯くの如きの大發送を示せるに徴せば、他日臨港本線成るの曉には埠頭地域の發達は全く面目を新たにせるものあるべし。

櫻島海陸集散貨物三ヶ年比較表

年次	水陸運別				水				陸			
	運	到	計	計	運	到	計	運	到	計	計	
大正元年	九,三〇〇	一,〇〇〇	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇	九,三〇〇	一,〇〇〇	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
明治四十四年	八,九〇〇	一,〇〇〇	九,九〇〇	九,九〇〇	八,九〇〇	一,〇〇〇	九,九〇〇	九,九〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
明治四十三年	九,三〇〇	一,〇〇〇	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇	九,三〇〇	一,〇〇〇	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

第二款 貨物の種類及輸送経路

船車連絡貨物の大宗は石炭にして石材、煉瓦、セメント、礦石、棉花、和酒及和洋紙等之に次ぐ。大正元年中櫻島に陸揚せられたる石炭は十九萬餘噸に達し、内八萬七千餘噸は汽船、十一萬二千餘噸は帆船船によりしものにして、其仕出地は若松十萬六千餘噸、崎戸五萬八千餘噸、本山一萬三千餘噸等なりとす、同發送十八萬二千餘噸にして、鐵道輸送大部を占む、其仕向地は大阪以東、元西部鐵道管理局内機關庫所在地へ、輸送せられたる十一萬三千餘噸を主なるものとし、其他個人托送にかゝるものは東は醒ヶ井、西は鷹取に至る畿内各驛に分布せられたるものなり、棉花の集散は石炭に次ぐも、鐵道連絡輸送せられたるものは比較的少く、大都市内各工場に消費せらる、其種類は孟買棉最も多く、到着の経路は汽船によりも五千九百噸、神戸より船廻漕せられたるもの一萬四千噸にして、何れも一旦上屋に收容せられ、仕分の上一部は鐵道一部は帆船船にて市内及各地に分布せらる。石材は小豆島、兒島、倉橋島より的小廻船回漕にかゝり、殆ど全部は鐵道に連絡し、京都其他に輸送せらる。其他煉瓦は和泉より小廻船回漕せられ、近江路に、セメントは佐賀及高知より汽船にて到着し、京都及大津地方に、和酒は灘五郷より廻漕せられ、全国各地に、何れも鐵道發送せられ又礦石類は大和より北海道へ、和洋紙は富士製紙より内外各港へ、何れも鐵道にて到着し、海運にて發送せられたるものなり。

櫻島海陸集散貨物輸送経路表

品名	水				陸				水				陸			
	運	到	計	計	運	到	計	運	到	計	運	到	計	計		
食料	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
豆	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
雜穀	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
和糖	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
煙草	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
其他	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

品名	水		陸		水		陸	
	船	小計	汽車	小計	船	小計	汽車	小計
石炭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
石油	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鐵鋼	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

品名	水		陸		水		陸	
	船	小計	汽車	小計	船	小計	汽車	小計
石炭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
石油	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鐵鋼	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

櫻島集散重要貨物主要仕向及仕出地別表

品名	仕向	仕出地
米	神戶、八日市、三市、直江津、三市、明科、東岩瀬	德庵、北海道、西成郡、庄村
豆	神戶、八日市、三市、直江津、三市、明科、東岩瀬	德庵、北海道、西成郡、庄村
其他	神戶、八日市、三市、直江津、三市、明科、東岩瀬	德庵、北海道、西成郡、庄村

朝鮮 釘及ボールド 市內 鐵製品 到着之部 市內 金屬線 和洋紙 市內 釘及ボールド 市內 鐵製品 和洋紙 市內

江尻 煙草 京都 二條 杉木 京都 二條 杉木 京都 二條 杉木 京都 二條 杉木 京都 二條 杉木

第三節 倉庫及上屋出入貨物

第一款 埠頭地所在倉庫及上屋

一稅關輸入上屋 明治四十四年四月一日大阪稅關輸入部を埠頭に移し、新設の市有上屋を輸入貨物の陸揚收容場に指定したり、爾來市は無償にて上屋の使用を許可し、可及的出入貨物に對し便宜を與へたる結果、近時輸入貨物著しく増加せると共に、長時日に亘る滞貨を生ずるの弊を見るに至りたるを以て、之が整理上輕微なる使用料金を課する事とせり、開設以來の趨勢左の如し。

大阪稅關築港指定上屋搬入貨物表

Table with columns for goods (品名), quantity (数量), and value (金額). Includes sub-totals for '年未現在高' (Year-to-date high) and '計' (Total).

二倉庫

築港埠頭所在倉庫の大正元年中に於ける出入貨物左の如し

築港埠頭地倉庫出入貨物品種別表

Table with columns for goods (品名), quantity (数量), and value (金額). Includes sub-totals for '年未現在高' (Year-to-date high) and '計' (Total).

第二款 櫻島所在倉庫及上屋

一上屋 櫻島所在の上屋二棟は、一は外國貨物に使用せられ、他は内國貨物の收容に充てらる、大正元年中の總出入貨物左の如し。

櫻島所在上屋出入貨物品種別表

Table with columns for goods (品名), quantity (数量), and value (金額). Includes sub-totals for '年未現在高' (Year-to-date high) and '計' (Total).

二倉庫

櫻島所在倉庫の大正元年中に於ける出入貨物左の如し。

附 錄

大阪港勢一斑終

櫻島所在倉庫出入貨物品種別表

品名	入	出	品名	入	出
米	一、二七〇	一、〇五〇	實	二、七六	一、二二
大豆	五〇	二	麻	三	三
茶	三三	二七	糸	三	三
棉	四、〇六	三三	燐	三	三
棉花	四七	二六	瓜	三	三
實	二、七六	一、二二	寸	三	三
鐵	一、七〇	一、三九	鐵	一、七〇	一、三九
鐵	一、七〇	一、三九	曹	一、七〇	一、三九
亞	一、七〇	一、三九	肥	一、七〇	一、三九
鉛	一、七〇	一、三九	線	一、七〇	一、三九
板	一、七〇	一、三九	達	一、七〇	一、三九
板	一、七〇	一、三九	料	一、七〇	一、三九
計	三、一〇	七、〇			

附 錄

大 阪 港 諸 規 則

一 築港出入船舶注意事項

一般海事ニ關スル法規及大阪府令ニ依ル、後項掲載ノ水路取締規則并ニ船舶航運營業取締規則ヲ遵守スベキハ謂フヲ俟タサルモ、本港ハ未ダ港務部ノ設置無キヲ以テ、  
檢疫其他港内取締ニ關スル事項ハ水上警察署ノ管轄ニ屬シ、海外諸港及臺灣等ヨリ來航セル船舶ニ對シテハ、海港檢疫法第五條ニヨル處置ヲナシ又特ニ内務省令  
ヲ以テ傳染病流行地ト指定セラレタル地方ヲ發シ、若クハ經由シ來リタル船舶ニ對シ、船舶檢疫ヲ施行ス。  
錨地ノ指定ニ關シテハ、大阪市役所港灣課ハ工事ニ支障無キ範圍ニ於テ、便宜上之ヲ指定スルコト、成リ居レリ。  
注意事項左ノ如シ

- 一 入港後六時間以内ニ船長ヨリ左ノ事項ヲ便宜港灣課ニ届出ル事  
船舶ノ名稱、所有者名、登簿噸數、仕出港、搭載貨物ノ仕出地、仕向地、品名數量、乗客人員(男女別)及乗組海員、  
豫定滞留日數。
- 二 棧橋ニ繫留セントストキハ、豫メ港灣課ニ就キ場所ノ指定ヲ受ケ、船首ヲ橋頭ニ向ケ船舶ノ長サ一倍半ノ距離ニ投錨スルコト。
- 三 出港ノ際ハ出港時刻六時間前ニ、船長ヨリ左ノ事項ヲ港灣課ニ届出ヅルコト。  
出港時刻、搭載貨物ノ仕出地、仕向地、品名數量、乗客人員(男女別)、仕向港。
- 四 入港中ハ灰燼、塵芥等ヲ港中ニ投棄セサル事ハ勿論、築港工事ニ障リヲ爲ササル機注意スルコト。  
尙棧橋ヲ使用セントストキハ、船長ヨリ船名、登簿噸數、船ノ長サ、吃水、繫留期間等ヲ記入セル願書ヲ、繫留標ヲ使用セントスル場合ハ船名、船主、使用期間ヲ  
記入セル願書ヲ港灣課ニ提出スベシ。  
大阪築港入港船舶特定信號左ノ如シ。

- 一 大阪築港々内ヲ内港外港ニ大別シ更ニ各二區ニ別チ安治川口附近ヲ櫻島泊船場ト稱ス
- 二 入港船舶ニ對シテハ大棧橋先端ニ設置セル信號所(高標柱五十四尺)ニ於テ錨泊、浮標繫留、棧橋及棧橋繫船場附近潮流方向ノ特定信號ヲナス
- (A) 錨泊信號ハ第一表ニヨリ錨泊區域浮標繫留信號ハ第二表ニヨリ繫留スヘキ浮標番號ヲ標柱橫架ノ一端ニ掲ケ受留船舶ノ船名符字ヲ他ノ一端ニ示ス
- (B) 棧橋繫留信號ハ標柱標架ノ兩端ニ第三、第四表ニヨリ棧橋ニ於ケル繫船場所及全所ノ潮流方向ヲ示シ中央ニ受留船舶ノ船名符字ヲ掲揚ス
- 三 受留船舶ハ全棧ノ信號ヲ掲ゲテ回答旗ニ代フルモノトス
- 四 特定信號ニ規定セサル信號ハ凡テ萬國信號法ニ據ル

信號種類	同 上 解 釋	錨 泊 信 號	信號種類	同 上 解 釋
O A	外港一區ニ適宜投錨スベシ	O Q	外港區極西部(傳染患病者搭載船錨泊所)ニ投錨スヘシ	
O B	外港二區極西部(危險物積卸並ニ搭載船舶錨泊所)ニ投錨スベシ	I A	内港一區ニ適宜投錨スベシ	
O C	外港二區ニ適宜投錨スベシ	I B	内港二區ニ適宜投錨スベシ	

A	R	安治川河口(櫻島泊船場)ニ適宜投錨スベシ	(第二表)	浮標	繫留	信號
信號種類	同	上	解	釋	同	上
S	南一號ニ繫留スベシ	南十號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南二號ニ繫留スベシ	南十一號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南三號ニ繫留スベシ	南十二號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南四號ニ繫留スベシ	南十三號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南五號ニ繫留スベシ	南十四號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南六號ニ繫留スベシ	南十五號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南七號ニ繫留スベシ	南十六號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南八號ニ繫留スベシ	北一號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
S	南九號ニ繫留スベシ	北二號ニ繫留スベシ	同	上	解	釋
(第三表)	棧橋	繫留場所	信號			
信號種類	同	上	解	釋	同	上
A	大棧橋Aノ位置ニ繫留スベシ	E	大棧橋Eノ位置ニ繫留スベシ	同	上	解
B	Bノ位置ニ繫留スベシ	F	Fノ位置ニ繫留スベシ	同	上	解
C	Cノ位置ニ繫留スベシ	G	櫻島上流棧橋ニ繫留スベシ	同	上	解
D	Dノ位置ニ繫留スベシ	H	櫻島下流棧橋ニ繫留スベシ	同	上	解
(第四表)	潮流方向	信號				
信號種類	同	上	解	釋	同	上
青色三角旗	南方ニ流ル	赤色三角旗	北方ニ流ル	同	上	解
白色三角旗	停泊ヲ示ス					

二 起重機使用規程

第一條 起重機ヲ使用セントスル者ハ市長ノ承認ヲ受クベシ  
 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納付スベシ  
 一 蒸汽起重機  
 揚力 一噸半迄 一臺 一時間迄毎ニ 金壹圓  
 十噸迄 同 同 金五圓  
 第三條 起重機ヲ使用シテ積卸ヲ爲ス貨物ノ重量ハ起重機揚力定限以内ノモノニ限ル  
 前項ノ制限ヲ越セル重量品ヲ積卸シタル爲メ起重機ニ損害ヲ與ヘタルトキハ債主ハ市長ノ定メタル損害額ヲ賠償スベシ

三 手荷物電車關係規則

第四條 本市ハ起重機使用中貨物ニ生ジタル損害ニ付賠償ノ責ニ任ゼズ  
 一、大正二年五月十二日大阪市告示第四十一號  
 一、手荷物運送料 壹個ニ付金五錢  
 二、手荷物保管料 到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ヲ増ス毎ニ壹圓ニ付金參錢  
 三、手荷物蒐集料 壹個ニ付金五錢  
 四、手荷物配送料 壹個ニ付金五錢  
 損害ノ虞アルモノ又ハ荷送人ヨリ特ニ易損品扱ヲ以テ運送方ヲ請求シタル手荷物ノ運送料、保管料、蒐集料及配送料ハ前各號料金ノ二倍トス  
 二、右取扱手續(電氣鐵道部達第一一號)  
 第一條 手荷物ノ取扱方ハ其重量ノ如何ニ拘ラズ總テ個數ニ依ル  
 第二條 左ニ掲グル物件ハ手荷物トシテ之ヲ取扱ハズ  
 火藥、劇藥、摺附木、燐寸、各種油、生石灰等ノ危險品各種動物、貴重品及他ノ手荷物ニ損害ヲ與フル虞アル物並ニ二十尺以上ノ長尺物  
 第三條 手荷物一個ノ重量ハ十六貫匁其容積ハ二十立方尺ヲ限度トス  
 前項容積ヲ計ルニハ其中、厚、長トモ各其最長ノ部分ヲ曲尺ヲ以テ測定ス  
 第四條 紙細工、陶器、磁器、漆器、造花、硝子器、帽子其他損傷ノ虞アル物件又ハ荷主ヨリ易損品扱ヲ以テ運送方ヲ依頼シタル物件ノ運送料、保管料、蒐集料、配送料ハ普通賃金ノ二倍トス  
 第五條 料率ノ異ナル物件ヲ一括シタル手荷物ノ運送料、保管料及蒐集料、配送料ハ其料率ノ高キモノニ依リ之ヲ徵收ス  
 四 市設保稅地域使用規程  
 第一條 本規程ニ於テ保稅地域トハ築港埠頭立地及櫻島町地先理立地ノ内輸出入貨物陸揚船積ノ場所トシテ稅關ノ指定ヲ受ケタル地域ヲ謂フ  
 第二條 保稅地域ヲ使用セムトスルモノハ所定ノ様式ニヨリ本市ニ申告スベシ  
 第三條 保稅地域ヲ一時使用スルモノハ左ノ區分ニヨリ料金ヲ納ムベシ  
 一 鐵、鋼(リボンヲ除ク)銅、鉛、錫、亞鉛、水銀、真鍮、黃銅、包裝セザル金屬、金屬製品、鐵物及礦石類 重量一千斤迄毎ニ金五圓  
 二 前號以外ノ貨物 容積二十立方尺迄毎ニ金五圓  
 同一包裝内ニ前項第一號及第二號ノ貨物ヲ混入セルモノハ容積ニヨリ料金ヲ算定ス  
 貨物ノ重量及容積ノ計算ハ其貨物ノ包裝ヲ加算ス  
 容積ニヨリ料金ヲ徵收スベキ貨物ニシテ其容積ノ測定シ難キモノハ重量一千斤ヲ以テ容積二十立方尺ニ換算ス  
 本條ノ貨物ヲ保稅地域ニ搬入ノ日及保稅地域ヨリ搬出ノ日ハ料金徵收ノ日數ニ算入セズ  
 第四條 保稅地域内ヲ專用スルモノハ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納ムベシ  
 一 安治川尻南岸第三號第四號上屋 一坪迄毎ニ 一箇月 金參拾五錢  
 一坪迄毎ニ 一箇月 金貳拾錢  
 二 前號以外上屋倉庫及土地  
 第五條 第三條ノ料金ハ貨物搬出ノ際納付シ第四條ノ料金ハ一箇月毎ニ之ヲ前納スベシ



既納ノ料金ハ之ヲ還付セズ

第六條 輸出移出ノ貨物關稅定率法第七條第一號第二號ノ物品及旅客ノ携帶セル旅具ニ對シテハ料金ヲ徵收セズ

第七條 保税區域ニ設置スル貨物ノ損害ニ關シテハ市ハ賠償ノ責ニ任セズ

五 築港埋立地貸與規程 (備録)

築港埋立地ニ關スル規程ノ概要ヲ摘記セバ左ノ如シ

一 貸與期間ハ五年ヲ以テ壹期トス

一 賃借人ハ從來貳箇年以上市内ニ居住シ現ニ直接國稅年額貳拾五圓以上ヲ納ムル者タルコト

前項ノ資格ナキ者ハ同一資格アル者ヲシテ保證人ヲラシムベシ

一 埋立地ニ於テ工作物ヲ築造スルニハ各區劃地境界線ヨリ貳間ヲ隔ツルコト

一 公益上其他ニ故障無シト認メタル場合ハ賃借地全部若クハ一部ノ轉貸又ハ賃借權ノ讓渡ヲ許可スルコトアルベシ

一 左記ノ場合ハ期限內ト雖賃借地ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムベシ

△賃借人契約ニ違背シタルトキ。△賃借人六箇月以上土地ヲ使用セザルトキ。△一箇年以上土地ノ物件ヲ使用セザルトキ。△本市ニ於テ返還セシムルノ必要アルトキ

一 本市ニ於テ貸與シタル埋立地ヲ賣却スル場合ハ賣却ノ際現ニ賃借セル者ヲシテ先買ノ權利ヲ有セシム

一 賃貸土地等級ハ下記ノ通り

一 一等 一箇月一坪賃貸料金六錢以上 (三條通四丁目、四條通四丁目、五條通二丁目及三丁目)

二 二等 一箇月一坪賃貸料金五錢以上 (三條通三丁目、一條通二丁目、二條通四丁目、四條通三丁目)

三 三等 一箇月一坪賃貸料金四錢以上 (三條通二丁目、二條通三丁目、四條通二丁目ノ内一、一三、一五、一七、一九、二一、二三番地)

四 四等 一箇月一坪賃貸料金三錢以上 (三條通一丁目、二條通二丁目)

五 五等 一箇月一坪賃貸料金貳錢以上 (二條通一丁目)

一 櫻島町地先埋立地ハ當分ノ内一ヶ月一坪ニ付金五錢以上拾錢以内ノ賃貸料ヲ徵收ス

一 左記各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ特ニ地位等級表ニ掲グル賃貸料ノ半額以上ヲ以テ賃貸スルコトアルベシ

一、運送營業者 二、運送取扱營業者 三、倉庫營業者 四、資本金拂込額五拾萬圓以上ノ銀行營業者 五、假置場ノ特許ヲ受ケタル者

六 水路取締規程

第一章 通則

第一條 本則ニ於テ水路ト稱スルハ河川運河及港灣ヲ謂フ

第二條 水路ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁ス

一 水制、測量標、量水標、檢潮標、檢潮器、水道取水塔、水管橋、瓦斯管橋、電纜橋及其ノ保護杭ニ舟筏ヲ繫留シ又ハ之ニ障害ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲スコト

二 他船ニ引曳セラル、舟筏ノ操舵ヲ忽ニスルコト

三 「アントウ」船艇先船三十石船其他之ニ類スル船艇若ハ長二十尺以上ノ筏ヲ船夫又ハ筏夫一人ニテ運航スルコト

四 船体不相當ト認ムヘキ重量物件ヲ搭載航行スルコト

五 舟筏竹木等ノ繫留ヲ忽ニスルコト

六 土砂瓦石炭塵穀芥木片等ヲ投棄スルコト

七 他ノ舟筏等ニ塞口類ヲ釣シテ運航スルコト

八 大阪市堺市ニ在リテハ許可外ノ場所ニ於テ游泳ヲ爲スコト

九 安治川筋木津川筋築港ニ於テハ本則ノ指定シタル場所外ニ船艇ヲ碇泊スルコト

十 碇泊船艇ニ故ナク看守人ヲ置カサルコト但シ船艇「アントウ」船其ノ他之ニ類スル小形船ハ此ノ限リアラス

十一 入津料取立所渡船場巡船船寄航場流船碇泊場船渠共同物場附近ニ舟筏其ノ他ノ物件ヲ繫留スルコト

第三條 水路ニ於テ左ノ事項ヲ爲サントスルコトハ警察官署ノ許可ヲ受ケルベシ

一 假足場日覆又ハ構臺ヲ設ケ其ノ他一時水路ヲ使用セムトスルコト

二 神輿渡御又ハ川渡儀見ノ類ヲ執行セムトスルコト

三 積石數二百石以上總噸數二十噸以上ノ船艇ヲ上流又ハ進水セムトスルコト

四 積石數百石以上總噸數十噸以上ノ船艇ヲ解船修繕修繕船裝等ノ爲メ五日以上留置セントスルコト筏ニ付亦同シ

五 多衆ヲ會シ端艇競漕ヲ爲サントスルコト

六 淀川筋天滿橋上流ニ於テ長六十尺幅六尺以上其他大阪市內ノ河川ニ於テ長四十五尺幅六尺以上ノ筏又ハ操縱自由ナラサル物件ヲ運航セムトスルコト

七 舟筏其ノ他ノ物件ヲ運航シテ運航シ又ハ之ヲ引曳セムトスルコト

八 火藥類搭載船ヲ碇泊セムトスルコト

第四條 水路使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ區域期間及使用者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ晴易キ場所ニ建設スヘシ但シ一時使用ノモノハ此ノ限リニ在ラス

第五條 運航中ニ非サル筏ニハ所有者若ハ占有者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ晴易キ箇所ニ掲ケヘシ

第六條 船舶ノ航法ハ左ノ規定ニ遵フヘシ

一 航路及浮筋ニ於テハ其右側ヲ航行スヘシ

二 航路及浮筋ニ於テハ他船ト並航スヘカラス

三 航路及浮筋ニ於テ行進フトキハ互ニ右方ニ避ケヘシ若シ之ニ依リ難キ場合ハ上リ船ニ於テ避讓スヘシ

四 航路及浮筋ヲ横切ラムトスル船舶ハ上リ船又下リ船ニ對シ避讓スヘシ

五 汽艇發動機艇船艇其他機艇ヲ以テ航行スル船舶ハ汽船及帆船ニ對シ避讓スヘシ

六 航路ノ風角埠頭棧橋又ハ碇泊船ニ接シ回航スルコトキハ之ヲ右舷ニ見テ航行スルモノハ小廻ヲ爲シ左舷ニ見テ航行スルモノハ大廻リヲ爲スヘシ

前項ハ之ヲ筏ニ準用ス

第七條 船舶ハ海上衝突豫防法其ノ他法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外濫リニ汽笛汽角又ハ號角ヲ吹鳴スヘカラス

第八條 汽船ハ他船ニ危害ヲ加ヘサル程度ノ速力ニ於テ通行シ特ニ總噸數四十噸以上ノモノハ安治川筋第二區第三區木津川筋第二區內ニ於テハ舵効ヲ失セサル程度ニ於テ徐行スヘシ

第九條 航行中ハ見張ヲ嚴密ニシ若シ帆ヲ揚ケ又ハ積荷高キ等ノ爲前路ヲ見通シ難キトキハ船首ニ見張人ヲ置クヘシ

第十條 船舶ハ錨ヲ船胸ニ垂下スヘカラス船舶航行中ハ投錨準備シテ左舷錨ヲ水面以下ニ垂下シ置クヘシ

總噸數百噸以上ノ汽船川筋ヲ航行中ハ必要ニ應ジ速ニ投入シ得ル機中鑄以上ノ鑄ヲ船尾ニ準備シ置クヘシ  
 第十一條 積石數百石以上ノ總噸數十噸以上ノ船船川筋ニ於テ投錨シタルトキハ浮標ヲ設クヘシ  
 第十二條 船船航行中ハ海上衝突預防法第十條ニ規定セル白燈ヲ航尾ニ掲クヘシ但シ同法第七條乃至第九條ノ船船ハ白色燈ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得  
 海上衝突預防法第七條第三號第四號ニ該當スル船船航行中ハ同法第三號ニ規定セル燈火ヲ其ノ前方ニ掲クヘシ  
 第十三條 燈泊船ハ海上衝突預防法第十一條ニ規定セル燈泊燈ヲ表出スヘシ但シ船船「テントウ」船其ノ他小形ノ空船ハ航路ニ面シタルモノヲ除ク外之ニ依ラサルコトヲ得

第十四條 川筋ニ於テ同傳中ノ積石數二百石以上ノ總噸數二十噸以上ノ船船ハ最晴易キ場所ニ晝間ハ萬國信號旗Rヲ夜間ハ前橋ノ頂部ニ紅燈一個ヲ掲クヘシ  
 第十五條 船船ノ點燈信號及航行ニ關シテハ前各條ノ外海上衝突預防法ニ依ルヘシ  
 第十六條 舟筏運航上障害若ハ危險ノ虞アル場所ニ膠砂、沈没、顛覆シタル船船、其ノ他ノ物件ハ所有者又ハ占有者ニ於テ速ニ之ヲ除却スヘシ  
 前項ノ除却ヲ終ル迄ハ相當ノ標識ヲ設クヘシ  
 第十七條 船夫及筏夫ハ年齡十八年以上ニシテ身體強壯ノ者タルヲ要ス  
 第十八條 警察官吏ニ於テ危害又ハ交通上ニ關シ必要アリト認ムルトキハ臨時其ノ處置ニ付指示又ハ命令スルコトアルヘシ  
 第十九條 大阪市堺市及其ノ接續町村ニ於テハ水路ニ臨ミタル屋根、物干、窓、手摺等ニ磁鐵其ノ他見苦敷物品ヲ懸ケ置クヘカラス  
 第二十條 本則ニ依ル願願ハ大阪市及其ノ接續町村ニ在リテハ水上警察官署其ノ他ニ在リテハ沿岸地所轄警察官署ニ差出スヘシ

第二章 大阪港

第二十一條 大阪港界内ヲ内港外港ニ區別ス  
 内港ハ築港内ノ海面 外港ハ開港外ノ海面ニ定メタル大阪港ノ區域ヨリ築港内ヲ除キタル海面  
 第二十二條 内港ヲ左ノ二區ニ區別ス  
 第一區 築港關門口ヨリ内方一千間ノ地點迄 第二區 第一區ヲ除キタル海面  
 第二十三條 内港ニ出入スル航路ハ關門口兩燈臺ヨリ眞方位北六十五度東南六十五度西ニ走ルニ並行線内トシ航路ノ延長ハ防波堤外ニ於テハ該燈臺ヨリ五百間防波堤内ニ於テハ第一區境界線迄トス  
 安治川筋ニ出入スル船船ハ内港第一區航路ノ南終點ヨリ其方位北四十二度四十五分東ニ八百十六間更ニ其點ヨリ北五十度十分東ニ三百十三間全航路ノ北終點ヨリ其方位北四十八度東ニ七百五十四間更ニ其點ヨリ北五十二度東ニ三百二十間ノ二線トス  
 第二十四條 内港第一區關門口ヨリ航路ニ沿ヒ北側三百間以内ハ燈臺シ易キ物件ヲ其南側三百間以内ハ傳染病患者ヲ搭載スル船船ノ燈泊所トシ殘餘ノ區域ハ帆船ノ燈泊所トス  
 内港第二區ハ汽船及帆船ノ燈泊所トス但シ總噸數三百噸未満ノ船船ハ陸岸ニ接近シテ燈泊スヘシ

第三章 安治川

第二十五條 安治川筋ノ區域ハ安治川口(櫻島運河入口)天保山燈臺ト連結シタル一線ヨリ上流春日出橋端建橋橋及船津橋迄ノ間トシ左ノ三區ニ區別ス  
 第一區 官設鐵道線堀割口北岸ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線ハ安治川口迄ノ間 第二區 遊川中心ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線及春日出橋ト第一區境界迄ノ間  
 第三區 端建橋及船津橋ヨリ第二區境界線迄ノ間  
 第二十六條 安治川筋ニ於ケル航路ハ浮橋ノ中央ヨリ左右ハ各十間トス  
 第二十七條 安治川筋第一區ハ空船荷役未定船休航船修繕船及燈臺シ易キ物件ヲ搭載シタル船船ノ燈泊所トス但シ機橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノノ限ニ在ラス

ハ此ノ限リニアラス

安治川筋第二區ハ前項以外ノ各種船船ノ燈泊所トス

安治川筋第三區ハ洋航汽船及稅關手續未済貨物搭載船ノ燈泊所トス但シ曳船汽船汽艇及舢舨ハ元安治川橋上流北岸ニ燈泊スルコトヲ得

第二十八條 安治川筋ニ於テハ筏ヲ運航スヘカラス但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 安治川筋第二區第三區ニ於テハ帆船ノ帆走ヲ爲スヘカラス但シ第二區ニ於テハ「テントウ」船船先船其ノ他之ニ類スル小形船ハ此ノ限ニアラス

第四章 木津川

第三十條 木津川筋ノ區域ハ木津川口深標ノ西端ヨリ上流日吉橋及千代崎橋迄ノ間トシ左ノ二區ニ區別ス  
 第一區 中口町南端ヨリ木津川口深標ノ西端迄ノ間 第二區 第一區ニ屬セサル區域

第三十一條 木津川筋ニ於ケル航路ハ深標ノ中央ヨリ左右ハ各七間トス  
 第三十二條 木津川筋第一區ハ空船荷役未定船休航船修繕船及燈臺シ易キ物件ヲ搭載シタル船船ノ燈泊所トス但シ機橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノノ限ニ在ラス

木津川筋第二區ハ前項以外ノ各種船船ノ燈泊所トス

第三十三條 木津川筋第二區ニ於テハ帆船ノ帆走ヲ爲スヘカラス

第五章 罰則

第三十四條 第三條第八號第六條第八條及第九條ニ違背シタル者及第十六條第一項ノ除却ヲ怠リタル者ハ三十日未満ノ拘留又ハ二十日未満ノ科料ニ處ス  
 第三十五條 第二條第一號乃至第七號第九號乃至第十一號第三條第一號乃至第七號第四條第五條第七條第十條第一項第二十八條第二十九條第三十三條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五日以下ノ科料ニ處ス  
 第三十六條 第二條第八號第十九條ニ違背シタル者ハ十日以下ノ科料ニ處ス  
 第三十七條 前三條ノ科料ニ關スル罰則ハ法人ニ在リテハ其代表者犯罪無能力者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

七 汽船航運營業取締規則 (明治三十四年九月九日大阪府令第百十四號)

第一條 本則ニ於テ汽船ト稱スルハ蒸氣ヲ用フルト否トニ拘ラス機械力ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル船船ヲ謂フ  
 第二條 汽船航運營業ヲ爲サントスル者ハ船船検査證書若クハ船艦札ノ贈本及付録樣式ノ明細書ヲ添ヘ届出ヘシ  
 曳船及港灣ノ部分ニ非ラサル河川ヲ航運スル汽船ニ係ルモノハ前項書類ノ外航運營業ノ方法ヲ詳記シ所轄水上警察官署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受ケヘシ船數ヲ増加シ又ハ營業ノ方法ヲ變更セントスルトキハ亦同シ  
 第三條 營業者ニシテ營業所在地ニ居住セザル者ハ營業所ニ居住スル代理人ヲ定メ双方連署シ届出ヘシ  
 第四條 荷客ノ運賃ハ貨物ノ種類客室ノ等級ニ據リ之ヲ定メ届出ヘシ變更セントスルトキ亦同シ  
 運賃額ハ營業所及乘船券賣捌所ニ揭示シ置クヘシ  
 第五條 運賃ヲ受領シタル乗客ニハ乘船券ヲ交付スヘシ  
 乘船券ニハ發着地船名客室ノ等級及運賃額ヲ記載シ番號ヲ附ス  
 第六條 船船ニ各客室ニ等級及旅客ノ定員ヲ揭示スヘシ  
 定員ハ船船検査法ノ適用ヲ受ケサル船船ニアリテハ五歲以上十二歲未満ノ者ハ二人五歲未満ノ者ハ四人ヲ以テ一人ニ計算スル事ヲ得

第七條 荷役搭載ニ關シテハ左ノ規定ニ從フヘシ

- 一 旅客ノ住所身分職業氏名年齢ヲ記録シ營業所ニ備ヘ置キ六ヶ月間之ヲ保存スヘシ
  - 二 火藥發火性及引火性ノ物品ヲ搭載セントスルキハ其品名數量積込及陸揚地ヲ届出火藥類ハ附録様式ノ標旗其他ノ品ハ品名ヲ表記シ且危險物ト朱書シタル標札ヲ掲クヘシ但時宜ニ依リ搭載ヲ禁止スル事アルヘシ
  - 三 汚汁又ハ惡臭ヲ發スル物品ハ客室及其附近ニ置クヘカラス
  - 四 船内ノ通路ニハ器具貨物ヲ置クヘカラス
- 第八條 荷役ノ搭載及陸揚ハ明細書ニ記載アル場所ニ限ルヘシ但臨時沖出シ又ハ瀨取ヲ爲ストキハ此限ニアラス此場合ニ於テハ豫メ届出ヘシ
- 第九條 汽船ヲ出航セントスルキハ其出航時間ヲ記載シ抜鐘時ヨリ二時間前ニ届出ヘシ變更セントスルキハ亦同シ但入航ノ即日航スルモノハ其届出ノ時間ヲ一時間前ニ減縮スル事ヲ得
- 第十條 汽船ヲ以テ代航シ若クハ入航前一時間以内ニ出航セントスルキハ抜鐘前ニ届出ヘシ
- 第十一條 河船航運ノキハ左ノ規定ニ從フヘシ
- 一 運力ハ一時間三海運ノ割合ヲ超過スヘカラス但天滿橋上流ハ此限ニ非ス
  - 二 水先案内人ヲ船首ニ置キ進路ヲ注意セシムヘシ
  - 三 信號ハ汽笛若クハ汽角又ハ此等ノモノト同一音響ヲ發スヘキモノヲ使用シ左ノ例ニヨリ發聲スヘシ
 

一發 船	長聲一發	一著 船	長聲二發	一航 行	長聲一發	一 曳船航行	長聲一發短聲二發
一右舷避讓	短聲一發	一左舷避讓	短聲二發	一後 進	短聲三發	一 乘 越	長短聲各二發
一乘越無語	長短聲各一發	一乘越不無語	短聲四發				
  - 四 海上衝突預防法ニ適用セザル河川ニ於テモ夜間ハ仍舊同法ノ規定ニ準據シ船燈ヲ點用スヘシ
  - 五 曳船ノ航行スル河川及其繫曳船數ハ左ノ制限ニ依ルヘシ
 

水津川筋	千代崎橋下流	尻無川筋	櫛橋下流	淀川筋	安治川橋下流	中津川筋	春日出橋神島渡下流
以上ノ各河川ニ於テ二百石積以上ノモノハ一艘百石以上二百石積未滿ノモノハ二艘百石未滿ノモノハ三艘以下(西洋形船船ハ一艘ヲ以テ十石ト算シテアムトウ)	船劍先船三十石船類ハ船業ヨリ船業マテノ長ハ八間以上ノモノハ百石積以上八間未滿ノモノハ百石積未滿トシ其他ノ間數船ハ六間以上ノモノハ百石積以上六間未滿ノモノハ百石積未滿トス以下同シ)	淀川筋	難波橋下流安治川橋上流	水津川筋	千代崎橋上流	中津川筋	春日出橋神島渡上流
以上各川ニ於テ百石積以上二百石積未滿ノモノハ一艘百石積未滿ノモノハ二艘以下淀川難波橋ニ於テ百石以上二百石未滿ノモノハ三艘以下							
  - 六 曳船ノ曳綱ハ六間以上ニ延長スヘカラス
  - 七 曳船ヲ解放シ又ハ停船セントスルキハ他ノ舟艇通航ノ妨害トナラサル場所ニ於テナスヘシ
  - 八 旅客ヲ搭載スル汽船海上航行中ハ難破船救助ノ爲メニスルノ外荷役ヲ搭載セル他ノ船船ヲ曳クヘカラス
- 第十二條 左ノ各號ニ該當スル事故アリタルキハ最寄警察官署又ハ巡査派出所巡査駐在所ニ届出ヘシ但第三號ノ場合ニ於テハ之ヲ原狀ニ回復スル義務アルモノトス
- 一 旅客及乗組員中死傷者アリタルトキ
  - 二 衝突坐礁其他眞變アリタルトキ
  - 三 橋梁水制工測量水標護岸堤防根固杭等毀損シタルトキ

第十三條 左ノ各號ノ行爲ヲ禁ス

- 一 營業所外ニ於テ乗船券ヲ賣捌クコト但特ニ認可ヲ受ケタル場所ハ此限ニアラス
- 二 每船各室ノ定員ニ超過シタル乗船券ヲ賣出スコト
- 三 乗船假切符ヲ使用スルコト
- 四 荷主又ハ旅客ニ對シ定額外ノ賃錢ヲ請求スルコト
- 五 正當ノ理由ナク乗船ヲ拒ムコト
- 六 乗船ヲ進ムル爲メ船名又ハ出船時間ヲ詐リ若クハ客引人ヲ使用スルコト
- 七 每船十分時以上ヲ經過セシテ出航スルコト
- 八 他船ト速力ヲ競争スルコト
- 九 約東外ノ地ニ於テ強テ旅客ヲ上陸セシムルコト
- 十 荷主又ハ旅客ニ對シ侮慢張謗又ハ粗暴ノ言行アルコト
- 十一 船内ヲ不潔ニスルコト
- 十二 旅客ニ不潔ノ食器又ハ不良ノ飲食物ヲ供スルコト
- 十三 警察官署ニ於テ危害豫防若クハ衛生ノ爲メ必要ト認ムルキハ出航ノ時間ノ伸縮荷客積卸場ノ變更又ハ船体ノ使用停止若クハ其修繕ヲ命スルコトアルヘシ
- 十四 警察官署ハ臨時營業所乗船券賣捌所及船船ヲ検査スルコトアルヘシ
- 十五 警察官署ハ臨時營業所乗船券賣捌所及船船ヲ検査スルコトアルヘシ
- 十六 警察官署ハ臨時營業所乗船券賣捌所及船船ヲ検査スルコトアルヘシ
- 十七 營業士家族代理人ノ所爲ニ付テハ行爲者及營業者汽船乗組人ノ行爲ニ付テハ行爲者及船長共ニ其責ニ任ス
- 十八 本則ニ定ムル範圍ハ第二條第二項及第十二條ノ場合ヲ除ク外所轄水上警察署ニ差出スヘシ但第七條第二號及第九條ノ屆書ハ全官署所屬ノ巡査派出所ニ差出スコトヲ得
- 十九 本則第二條乃至第十三條第十六條ニ違背シタルモノ若クハ第十五條ノ検査ヲ拒ミタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス前項ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

- 第二十條 本則第七條第二號第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條第十七條第十八條ノ罰則ハ非營業ノ汽船ニ對シテモ亦之ヲ適用ス
- 第二十一條 汽船以外ノ船舶ヲ以テ航運營業ヲ爲ス者ニ對シ航運ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルキハ特ニ命シテ本則ノ幾部ヲ遵守セシムルコトアルヘシ
- 第二十二條 大阪市内ノ河川ヲ限リ航運營業ヲ爲ス場合ニ於テハ本則第七條第一號及第九條ヲ適用ス
- 第二十三條 本則施行前認可ヲ受ケタル營業者ハ本則第二條第二項ニ依リ許可ヲ得タルモノト看做ス

八 入津料徴收規則 (明治三十年二月府令第二十一號)

- 第一條 安治川水津川及尻無川ニ入津スル船舶ハ左ノ入津料ヲ徴收ス
- 日本形間數船
- 二間船以下 一艘ニ付 金貳 錢 三間船 全 金四 錢 四間船以上 全 金七 錢
- 日本形石敷船

五十石以上	十石ニ付	金參	錢	百石以上	全	金五	錢	百五十石以上	全	金七	錢
二百石以上	全	金七錢五厘		三百石以上	全	金七錢五厘		四百石以上	全	金八錢五厘	
五百石以上	全	金九錢五厘									

西洋形船

百噸未満

一噸ニ付 金五錢二厘

百噸以上

全

金五錢七厘

第二條 入津料ハ其川筋所在ノ入津料取立所ヘ即納スヘシ入津ノ頻繁ナル船舶ノ所有者又ハ使用者ニ對シテハ壹週間分以内ヲ取納メ後納ト爲スコトヲ得

料金ヲ納付スル場合ニハ船鑑札又ハ國籍證書ヲ提示スヘシ

但シ前項ニ依リ後納スルモノハ此限リニ在ラス

第三條 入津料ヲ後納セントスルモノハ入津料取立所長ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ當ル船舶ハ入津料ヲ免除ス

一、官公署ノ使用中ニ係ルモノ 二、船体修繕、試運轉又ハ海難ノ爲メ船体ニ破損ヲ受ケ航海ニ堪ヘスシテ入津スルモノ 三、自家耕作船 四、遊船

五、傳馬船「バツテラ」

本條第一號及第二號ニ該當スル船舶ハ入津ノ際所有者若乗組者又ハヨリ其旨入津料取立所ヘ届出ヘシ

第五條 前條ノ届出ヲナサ、ルモノハ入津料ヲ徴收ス

第六條 入津料取立所長ハ入津料徴收ニ關シ國稅滯納處分ノ例ニヨリ處分スルコトヲ得

附 錄 終

大正二年十二月十七日印刷  
大正二年十二月二十日發行

大阪市役所港灣課

大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地

印刷者 濱田正夫

大阪市南區安堂寺橋西詰南ニ入ル

印刷所 濱田日報社

電話南二三三八番

終